

函館市生活交通協議会設置要綱の改正について

函館市生活交通協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

1 要綱改正の理由

資料3のとおり

2 要綱改正の内容

第2条（協議事項）について整理する。

第7条（函館バス部会）について新設する。

第8条（ワーキンググループ）について、構成員から交通事業関係者を削る。

3 函館市生活交通協議会設置要綱 新旧対応表

改正案	現行
第1条（略） （協議事項）	第1条（略） （協議事項）
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）函館市内におけるバス生活路線の確保方策 <u>および</u> サービスの充実 <u>ならびに</u> 路面電車の活性化と走行環境等の改善に関すること <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）函館市内におけるバス生活路線の確保方策 <u>や</u> サービスの充実 <u>および</u> 路面電車の活性化と走行環境等の改善に関すること <u>（2）公共交通の走行環境整備に関すること</u> <u>（3）公共交通を中心とする交通体系に関すること</u> <u>（4）地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</u>
<u>（2）</u> 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃・料金等に関する事項	<u>（5）</u> 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃・料金等に関する事項
<u>（3）</u> 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定	<u>（6）</u> 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定

<p>に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p><u>(函館バス部会)</u></p> <p><u>第7条 第2条第1号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項について協議するため、函館バス部会を設置する。</u></p> <p><u>(1) 函館バス株式会社における路線の廃止および新設、大規模な減便、大規模な経路変更その他のダイヤ改正に関する事項</u></p> <p><u>(2) 函館バス株式会社に対する函館市バス生活路線維持費補助金に関する事項</u></p> <p><u>2 函館バス部会委員は、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 函館バス株式会社</u></p> <p><u>(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</u></p> <p><u>(4) 住民または利用者の代表</u></p> <p><u>(5) 北海道運輸支局函館運輸支局</u></p> <p><u>(6) 渡島総合振興局長の指名する職員</u></p> <p><u>(7) 函館市長の指名する職員</u></p> <p><u>(8) 函館市企業局長の指名する職員</u></p> <p><u>(9) 公募による者</u></p> <p><u>3 協議会は、第1項各号に掲げる協議事項について、函館バス部会が決議したときは、函館バス部会の決議をもって協議会の決議とする。</u></p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第8条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。</p> <p>2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる</p>	<p>に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。</p> <p>2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる</p>
--	---

<p>者をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2)</u> 関係行政機関職員</p> <p><u>(3)</u> その他市長が必要と認める者</p> <p>3 ワーキンググループは、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第10条 函館市生活交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散した場合の措置)</p> <p>第11条 函館市生活交通協議会が解散した場合には、函館市生活交通協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(補 則)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>者をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p><u>(2) 交通事業関係者</u></p> <p><u>(3)</u> 関係行政機関職員</p> <p><u>(4)</u> その他市長が必要と認める者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第9条 函館市生活交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散した場合の措置)</p> <p>第10条 函館市生活交通協議会が解散した場合には、函館市生活交通協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(補 則)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

4 函館市生活交通協議会設置要綱 改正案全文

函館市生活交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく協議ならびに函館市内における生活交通の確保方策等について検討するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策およびサービスの充実ならびに路面電車の活性化と走行環境等の改善に関すること
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 住民または利用者の代表

- (5) 北海道運輸局長の指名する職員
- (6) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 旅客鉄道事業者
- (10) 函館市長の指名する職員
- (11) 函館市企業局長の指名する職員
- (12) 公募による者
- (13) その他市長が特に必要と認める者
(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員の互選により定める。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否

同数の場合は、会長の決するところによる。

- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(函館バス部会)

第7条 第2条第1号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項について協議するため、函館バス部会を設置する。

- (1) 函館バス株式会社における路線の廃止および新設、大規模な減便、大規模な経路変更その他のダイヤ改正に関する事項
- (2) 函館バス株式会社に対する函館市バス生活路線維持費補助金に関する事項

- 2 函館バス部会委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 函館バス株式会社
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 住民または利用者の代表
- (5) 北海道運輸支局函館運輸支局
- (6) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (7) 函館市長の指名する職員
- (8) 函館市企業局長の指名する職員
- (9) 公募による者

- 3 協議会は、第1項各号に掲げる協議事項について、函館バス部会が決議したときは、函館バス部会の決議をもって協議会の決議とする。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 ワーキンググループは、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 函館市生活交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第11条 函館市生活交通協議会が解散した場合には、函館市生活交通協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正に伴い新たに選任される委員の任期については、第4条第1項ただし書きの規定を準用し、平成21年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

5 函館市生活交通協議会委員および函館バス部会委員（案）

	団 体 名 等	函館市生活交通協議会	
		函館市生活交通協議会	函館バス部会
学識経験を有する者	函館工業高等専門学校	○	○
	公立ほこだて未来大学	○	○
	函館大学	○	○
一般旅客自動車運送事業者 およびその組織する団体	函館バス株式会社	○	○
	函館地区バス協会	○	
	一般社団法人函館地区ハイヤー協会	○	
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が組織する団体	函館地区交通運輸産業労働組合協議会	○	○
住民または利用者の代表	函館市町会連合会	○	○
	函館市社会福祉協議会	○	○
	函館市女性会議	○	○
北海道運輸局長の指名する職員	北海道運輸局鉄道部	○	
	北海道運輸局函館運輸支局	○	○
渡島総合振興局長の指名する職員	北海道渡島総合振興局地域創生部	○	○
道路管理者	北海道開発局函館開発建設部	○	
	北海道渡島総合振興局函館建設管理部	○	
	函館市土木部	○	
交通管理者	北海道警察函館方面本部	○	
	北海道警察函館方面函館中央警察署	○	
	北海道警察函館方面函館西警察署	○	
旅客鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社函館支社	○	
	道南いさりび鉄道株式会社	○	
函館市長の指名する職員	函館市企画部	○	○
函館市企業局長の指名する職員	函館市企業局交通部	○	○
公募による者	一般公募	○	○
	一般公募	○	○